

令和 6 年 度
宮 下 自 治 会
宮下消防後援会
宮下自治会団地管理組合法人
定 期 総 会

定期総会資料

令和 7 年 3 月 3 0 日（日）

1 3 時～

こばと児童館

宮下自治会・宮下消防後援会・宮下自治会団管理組合法人 定期総会 式次第・資料目次

式 次 第	資 料 目 次
◇開会のことば	
◇自治会長あいさつ	
◇議長団選出・書記任命	
— 議題 —	
◆令和6年度 宮下自治会 (第1号議案) 事業報告 (第2号議案) 会計報告 会計監査報告 ～ 質疑応答 ～	◆令和6年度 宮下自治会 ◇令和6年度 宮下自治会 事業報告 P1～2 ◇ " 専門委員会活動報告 P3～4 ◇令和6年度 会計報告 P5 ◇ 会計監査報告 P6
◆令和6年度 宮下消防後援会 (第3号議案) 宮下消防団活動報告 (第4号議案) 決算報告 会計監査報告 ～ 質疑応答 ～	◆令和6年度 宮下消防後援会 ◇令和6年度 宮下消防団 活動報告 P7 ◇宮下消防後援会 令和6年度決算報告 P8 ◇ 会計監査報告 P9
◆令和7年度 宮下自治会 (第5号議案) 役員名簿(案) 執行部及び区長紹介・承認 ◇新自治会長あいさつ (第6号議案) 事業計画(案) (第7号議案) 予算(案) ～ 質疑応答 ～	◆令和7年度 宮下自治会 ◇令和7年度 宮下自治会役員名簿(案) P10 ◇ " 宮下自治会役員(区長・班長)名簿 P11 ◇令和7年度 宮下自治会 事業計画(案) P12～13 ◇令和7年度 宮下自治会 予算(案) P5
◆令和7年度 宮下消防後援会 (第8号議案) 役員名簿(案) 役員紹介・承認、団員紹介 (第9号議案) 宮下消防団活動計画(案) (第10号議案) 予算(案) ～ 質疑応答 ～	◆令和7年度 宮下消防後援会 ◇令和7年度 宮下消防後援会 役員名簿(案) P14 宮下消防団 団員名簿 ◇令和7年度 宮下消防団 活動計画(案) P15 ◇宮下消防後援会 令和7年度 予算(案) P8
◆宮下自治会団地管理組合法人 (第11号議案) 令和6年度 事業報告 (第12号議案) 令和7年度・8年度 役員名簿(案) 役員紹介・承認 (第13号議案) 令和7年度 事業計画(案) ～ 質疑応答 ～	◆宮下自治会団地管理組合法人 ◇令和6年度 宮下自治会団地管理組合法人 P16 事業報告 ◇令和7年度・8年度 宮下自治会団地管理組合法人 役員名簿(案) "
◇議長団解任	◇令和7年度 宮下自治会団地管理組合法人 "
◇閉会のことば	◇令和7年度 宮下自治会団地管理組合法人 事業計画(案)
	◆会則等 ◇宮下自治会会則 P17～19 ◇宮下自治会慶弔規定 P20 ◇宮下自治会会館管理運営規定 P21 ◇宮下自治会会館管理運営細則 P22～23 ◇宮下消防後援会会則 P24 ◇宮下自治会団地管理組合法人会則 P25～26 ◇宮下自治会 個人情報取扱方針 P27～28

令和6年度 宮下自治会 事業報告

1/2

◆・・・自治会内 ◇・・・自治会外

年 月 日	事業内容	専門委員会他
令和6年 4月	6日 ◆区長会議 7日 ◆班長研修（活動内容等説明） ※午前・午後 2部制で実施 13日 ◇小山地区自治会連合会理事会 15日 ◆自治会館照明灯LED化 26日 ◇小山地区自治会連合会総会 27日 ◆執行部会議 7～28日 ◆自治会費集金 上期分（4月～9月） ◆青バト防犯パトロール（日中・夜間）4月～12月（延べ126回・252名協力） ◆わんわんパトロール ～通年～ （協力者106名） ◆道路標識、カーブミラー管理・補修 ～通年～ ◆防犯灯管理・補修 ～通年～ ◆さりげない見守り（要援護者）活動 ～通年～	執行部・区長 執行部・区長・班長 会長 会長・副会長 執行部 会計 防犯委員会 防犯委員会 交通委員会 防犯委員会 福祉委員会
5月	◇小山地区各種球技大会出場（5月～12月） 11日 ◆区長会議 15日 ◆道路標識、カーブミラー新設等申請受付 （6箇所要望 8月26日提出） 12日 ◇ゲートボール大会 （準優勝） 18日 ◇小山地区自治会連合会理事会 25日 ◆執行部会議 26日 ◆クリーンキャンペーン （広場等清掃、不法投棄物等一斉撤去活動）	体育委員会 執行部・区長 交通委員会 体育委員会 会長 執行部 環境委員会
6月	1日 ◆区長会議 ◆「みやしも自治会だより」2号発行 ◆敬老対象者調査 ◆防犯灯新設申請受付 調査・申請（12灯設置申請） ◆自治会館エアコン1基入替え 9日 ◇市民健康まつり （公民館） 15日 ◇小山地区自治会連合会理事会 ◆各種関連団体補助金支給 （4団体） 23日 ◇ファミリーバドミントン大会（3チーム出場・1チーム総合3位） 24日 ◆夜間防犯パトロール （6月24日～27日 4日間 ※28日は悪天候により中止） 29日 ◇小山ふれあい広場一斉清掃 （ふれあい広場管理運営委員会） ◆執行部会議	広報委員会 広報委員会 福祉委員会 防犯委員会 体育委員会 会長 三役・各種団体 体育委員会 防犯委員会 執行部 執行部
7月	6日 ◆区長会議 20日 ◇小山地区自治会連合会理事会 ◆執行部会議 21日 ◆夏祭り納涼大会 会場準備 （小山ふれあい広場） 27日 ◆夏祭り納涼大会	執行部・区長 会長 執行部 文化委員会 （全役員） 文化委員会 （全役員）
8月	3日 ◆区長会議 4日・7日 ◇都市計画道路宮下横山台線 事業説明会 24日 ◇小山地区自治会連合会理事会 26日 ◆夜間防犯パトロール （8月26日～28日 3日間 ※29・30日は悪天候により中止） 31日 ◆三役会 ◆執行部会議	執行部・区長 市道路整備課主催 会長 防犯委員会 執行部三役 執行部
9月	1日 ◇市総合防災訓練 （台風の影響により中止） 7日 ◇小山地区ふるさとまつり 爽涼会 14日 ◆区長会議 15日 ◆「みやしも自治会だより」2号発行 16日 ◆敬老行事（記念品配布） 対象704名（75歳以上） 21日 ◇グランドゴルフ大会 28日 ◇小山地区自治会連合会理事会 ◆秋の交通安全運動啓発キャンペーン （地区内コンビニ等3店舗） 29日 ◇小山地区連総合防災訓練	防災委員会 文化委員会 執行部・区長 広報委員会 福祉委員会 体育委員会 会長 交通委員会 防災委員会

令和6年度 宮下自治会 事業報告

2/2

◆・・・自治会内 ◇・・・自治会外

年 月 日	事業内容	専門委員会他
10月	1日 ◇赤い羽根街頭募金活動 5日 ◆区長会議 ◆自治会費集金 下期分（10月～3月） 6日 ◇小山地区運動会（天候の関係により中止） ◇境川クリーアップ作戦協力（3名参加） 19日 ◇小山地区自治会連合会理事会 26日 ◆執行部会議 27日 ◇ソフトボール大会（準優勝） 28日 ◆夜間防犯パトロール（10月28日～11月1日 5日間）	会長 執行部・区長 会計 体育委員会 会長 執行部 体育委員会 防犯委員会
11月	2日 ◆区長会議 3日 ◆普通救命講習（20名受講） 10日 ◆オンライン文化祭開始（2025年1月11日まで宮下自治会HPで開催） 17日 ◇ビーチボール大会（2チーム出場・1チーム総合3位） 24日 ◆クリーンキャンペーン（広場等清掃、不法投棄物等一斉撤去活動） 25日 ◆青パト実施者講習 28日 ◇小山地区自治会連合会視察研修（海上保安資料館） 30日 ◇小山地区自治会連合会理事会 ◆交通安全教室（高齢者向け歩行者安全講習） ◆執行部会議	執行部・区長 防災委員会 文化委員会 体育委員会 環境委員会 防犯委員会 会長 会長 交通委員会 執行部
12月	1日 ◇ファミリーバドミントン大会（小学生の部2チーム出場） 5日 ◇小山地区防犯パトロール（5日・11日 各2名参加） 7日 ◆区長会議 15日 ◆「みやしも自治会だより」3号発行 16日～20日 ◆歳末特別警戒・青色夜間防犯パトロール実施 21日 ◇小山地区自治会連合会理事会 ◆執行部会議 28日～29日 ◆歳末特別防災パトロール実施（地区内青パト巡回）	体育委員会 執行部・区長 広報委員会 防犯委員会 会長 執行部 防災委員会
令和7年 1月	11日 ◇小山地区新春のつどい ◆区長会議 12日 ◇消防後援会・出初式・慰労会 13日 ◆だんご焼き大会 もみの木広場 お焚き上げ、だんご飲食の提供 ◆防災訓練（起震車・水消火器・煙避難体験） 25日 ◇小山地区自治会連合会理事会 ◆執行部会議 26日 ◆役員研修（深谷市 旧渋沢邸ほか視察）	会長・副会長 執行部・区長 消防団・後援会・執行部 文化委員会 防災委員会 会長 執行部 執行部・区長・協力員
2月	1日 ◆区長会議 16日 ◇駅伝大会 22日 ◇小山地区自治会連合会理事会 ◆執行部会議	執行部・区長 体育委員会 会長 執行部
3月	1日 ◆「みやしも自治会だより」4号発行 2日 ◆団地管理組合法人理事会 ◆区長会議／令和7年度自治会執行部役員推挙 ◆新旧区長引継ぎ・令和7年度新区長研修会 16日 ◆令和6年度会計監査 22日 ◇小山地区自治会連合会理事会 29日 ◆執行部会議 30日 ◆令和6年度定期総会	広報委員会 管理組合理事・三役 執行部・新旧区長 執行部・新年度区長 三役・監事 会長 執行部 事務局

* 防犯パトロール（青パト含む）：随時実施

* 三役会議、副会長会議、各専門委員会会議 随時開催

* 自治会館使用状況（291コマ・5,494人）

* 小山地区自治会連合会理事会・各部会・まちづくり会議等への出席

令和6年度 宮下自治会 専門委員会活動報告 (1/2)

委員会名	主な活動内容	活動の様子
文化委員会 委員長 熊谷勉 副委員長 3名 委員 20名 協力員 4名 担当副会長 加治左近	● 委員会の開催 (4月20日・5月18日・6月15日・7月13日) ・ 関係団体打合せ(5月12日・6月15日) ● 夏祭り納涼大会開催(7月27日) ・ 会場準備及び片付け(7月21日・7月27日・7月28日) ● 小山地区ふるさとまつり爽涼会 参加・協力(9月7日) ● 文化祭開催(11月10日～R7年1月11日) (自治会ホームページを活用したWeb形式により開催) ● だんご焼き大会(R7年1月13日) もみの木広場 だんご、甘酒、ジュースを提供	令和7年1月 だんご焼き   令和6年7月夏祭り納涼大会
体育委員会 委員長 清水陽子 副委員長 4名 委員 20名 協力員 5名 担当副会長 五十嵐昭浩	● 委員会の開催 (4月21日・9月1日・10月20日・2月9日) ・ 関係団体打合せ(6月15日) ● 公民館各種体育行事への参加・協力 ・ ゲートボール大会(5月12日)(準優勝) ・ 市民健康まつり(6月9日) ・ ファミリーバドミントン大会(6月23日) (3チーム参加・1チーム3位入賞) ・ グランドゴルフ大会(9月21日) ・ ビーチボール大会(11月17日) (2チーム参加・1チーム3位入賞) ・ 小山地区運動会(10月6日)(天候不順のため中止) ・ ソフトボール大会(10月27日)(準優勝) ・ 市民ファミリーバドミントン大会(12月1日) ・ 駅伝大会(2月16日)	 6月9日 市民健康まつり  12月1日 市民ファミリーバドミントン大会 小学生の選手と保護者の皆さん
福祉委員会 委員長 大石芳樹 副委員長 2名 委員 10名 協力員 1名 担当副会長 井手真博	● 委員会の開催 (5月上旬委員会資料個別配布・6月23日・12月15日) ● 夏祭り模擬店出店 (金魚すくい) ● 敬老行事 長寿記念品の配布 (9月) 対象者 704名 (対前年度比15名増) ● さりげない見守り活動	夏祭り恒例のちびっこ金魚すくい   敬老記念品 仕分け作業
環境委員会 委員長 高木宏政 副委員長 2名 委員 13名 協力員 3名 担当副会長 山崎正己	● 委員会の開催 (5月12日・7月14日・10月27日) ● 広場・公園管理(通年) ・ もみの木広場の清掃・メンテナンス ● ゴミ集積所の管理 移設等 (通年) ● クリーンキャンペーン実施(5月26日・11月24日) 5月の実績(放置自転車3台、廃棄処分ゴミ47袋ほか) 11月の実績(放置自転車7台、廃棄処分ゴミ70袋ほか) ● 不法投棄粗大ゴミへの対応(随時) ● ゴミ集積所用飛散防止ネットの配布	   クリーンキャンペーンの様子

令和6年度 宮下自治会 専門委員会活動報告 (2/2)

委員会名	主な活動内容	活動の様子
交通委員会 委員長 横田泰之 副委員長 2名 委員 10名 担当副会長 原 常夫	● 委員会の開催 (5月19日・R7年1月19日) ● 道路標識、カーブミラー等新規設置申請 申請箇所取りまとめ・現地確認(5月～7月)(6箇所) 市・警察へ申請(依頼書提出)(8月15日) ● 既存交通安全施設等補修依頼(通年) 市通報アプリを活用した補修依頼(2件) ● 交通安全啓発活動 交通安全のぼりの掲出等 秋の交通安全運動啓発キャンペーン(9月28日実施) (ベルク、セブンイレブン宮下店・宮下北店の3店舗) ● 高齢者向け歩行者安全講習会開催(11月30日) ● 地区内交通事故発生状況等の情報提供	 カーブミラー等交通安全施設 設置要望活動を実施
防犯委員会 委員長 日高幸之助 副委員長 3名 委員 14名 協力員 3名 担当副会長 原 常夫	● 委員会の開催 (5月18日・6月16日・R7年2月16日) ● 青パト実施者講習会開催(11月25日) ● 青パト協力者会議(R7年2月15日) ● 管内犯罪発生情報の提供 ● 防犯灯管理 防犯灯新設 12灯設置依頼 ● 防犯パトロール(通年) ・ 日中小学校下校時の青色防犯パトロール 4月～12月実施 126回(協力者252名) ・ 夜間防犯パトロール 年4回(計17日)実施 6月24日～6月27日 4日間実施 (28日は天候不良により中止) 8月26日～8月28日 3日間実施 (29・30日は台風の影響により中止) 10月28日～11月1日 5日間実施 12月16日～12月20日 5日間実施 ・ 小山地区自治連総合年末夜間パトロール 2回実施 ・ わんわんパトロール実施 協力者 106名	 安全安心のまちづくり 夜間防犯パトロールも実施しています
防災委員会 委員長 前川祐治 副委員長 2名 委員 14名 協力員 3名 担当副会長 佃 文明	● 委員会の開催 (5月18日・7月21日・R7年3月16日) ● 自主防災隊編成・届出(4月) ● 防災訓練 ・ 市総合防災訓練(天候不良により中止) ・ 小山自治連防災訓練参加(9月29日) ・ 宮下自治会防災訓練 (R7年1月13日 水消火器・起震車・煙避難体験) ● 普通救命講習(11月3日)(20名受講) ● 歳末防災パトロール実施 (12月28日・29日の2日間 青パトにて巡回) ● 防災用品の管理・整備(通年)実施 ポータブル電源1500W装備	 9月29日 小山地区 避難訓練 参加  令和7年1月13日防災訓練起震車体験
広報委員会 委員長 常盤淳子 副委員長 2名 委員 11名 協力員 4名 担当副会長 鈴木忠勝	● 委員会の開催 (4月21日・6月9日・8月18日・10月13日・12月15日・ R7年2月23日) ● 広報紙「みやしも自治会だより」企画・編集・発行 ・ 年間 4回(6月・9月・12月・3月)フルカラーにて発行 ● 自治会ホームページの管理・運営 (HP推進委員会) 累計約190,900⇒193,900アクセス(3,000増/年) ● 自治会全体の広報機能の支援(行事の広報等) ホームページに電子掲示板等を設置 ● 自治会活動紹介資料作成、関連諸団体との情報交換 ● 自治会行事等の写真撮影ほか	企画、原稿依頼、写真撮影、編集校正、仕分け作業、様々な作業工程を経て発行。  広報紙を楽しく 読んでほしい！ 地区内農産物の プレゼント企画の 試みも！ 

令和6年度会計報告及び令和7年度予算(案)

【一般会計の部】

《収入の部》

(単位:円)

NO.	項 目	令和6年度予算	令和6年度決算	令和7年度予算(案)	備 考
1	前年度繰越金	1,940,469	1,940,469	2,525,144	R6繰越金
2	自治会費(一般)	7,665,000	7,171,150	7,110,000	個人1,702世帯
	(法人)	230,000	252,070	274,120	法人32
3	報 奨 金	770,000	759,480	733,000	
4	補 助 金	60,000	60,000	60,000	
5	雑 収 入	30,000	11,095	20,000	
6	会 館 使 用 料	120,000	123,505	120,000	
7	夏 祭 り 収 入	800,000	769,300	800,000	
収 入 合 計		11,615,469	11,087,069	11,642,264	

《支出の部》

4	文 化 費	1,550,000	1,392,821	1,450,000	
5	体 育 費	480,000	249,094	490,000	
6	福 祉 費	730,000	650,574	700,000	
7	環 境 費	135,000	114,000	170,000	
8	防 犯 費	198,000	99,324	198,000	
9	交 通 費	40,000	18,749	40,000	
10	防 災 費	160,000	225,511	160,000	
11	広 報 活 動 費	215,000	179,338	215,000	
事 業 費 合 計		3,508,000	2,929,411	3,423,000	
13	総 会 費	25,000	22,705	55,000	
14	研 修 会 費	440,000	359,130	488,000	
15	役 員 会 議 費	225,000	40,309	170,000	
会 議 費 合 計		690,000	422,144	713,000	
16	消 耗 備 品 費	240,000	276,518	160,000	
17	通 信 印 刷 費	1,523,000	1,483,709	1,510,000	
18	交際費(慶弔費他)	580,000	330,860	350,000	
事 務 費 合 計		2,343,000	2,091,087	2,020,000	
19	自治会館維持費	1,422,400	853,003	1,385,380	
20	子供広場維持費	51,500	51,500	51,500	
維 持 費 合 計		1,473,900	904,503	1,436,880	
21	消 防 後 援 会 費	1,004,780	1,004,780	1,434,230	一般会費の20%
消 防 後 援 会 費 合 計		1,004,780	1,004,780	1,434,230	
23	補 助 金	230,000	230,000	230,000	注①
24	募 金	980,000	980,000	980,000	注②
25	予 備 費	1,385,789	0	1,405,154	
26	特 別 積 立 金	0	0	0	積立せず
補 助 金・予 備 費 合 計		2,595,789	1,210,000	2,615,154	
支 出 合 計		11,615,469	8,561,925	11,642,264	
次 年 度 繰 越 金		0	2,525,144	0	
支 出 総 合 計		11,615,469	11,087,069	11,642,264	

注① 次年度補助金の内訳

高砂会: 80,000円 ドッジボール : 30,000円
 囃子保存会: 70,000円 宮下太鼓保存会: 50,000円

注② 募金(980,000円)の内訳

日本赤十字社費;(300,000円) 赤い羽根募金; (250,000円)
 年末助合い募金;(130,000円) 社会福祉協議会賛助会費;(300,000円)

【特別会計の部(自治会館補修等)】

前年度繰越金	支 出	特別積立金	利 息	次年度繰越金
6,019,114	903,126	0	2,460	5,118,448

会計監査報告

1. 監査期日 令和7年 3月16日
2. 監査対象 令和6年度宮下自治会の予算執行
及び 現金出納状況
3. 監査結果
 - (1) 予算執行状況
適切に執行されていることを認めます。
 - (2) 現金出納状況
令6年度の現金出納簿、預金通帳、現金に異常
のないことを確認しました。

宮下自治会

会計監査

石井今朝太



会計監査

赤松 徹



令和6年度 宮下消防団 活動報告

1. 消防団とは

消防団は地域の有志の人々によって組織されており、ボランティア的な性格が強い組織ですが、市町村の公的な消防機関であり、特別職の地方公務員です。普段は自分の職業に就きながら、有事の際は消防職員と協力して火災の鎮圧及び災害救助に対応します。また、火災予防の普及広報活動、大規模災害発生時の対応、台風等の接近時は警戒活動も行います。活動の指示は基本的に相模原市消防本部より発令されます。

2. 活動内容

- (1) 火災の鎮圧、風水害に対する警戒、災害発生時の対応
- (2) 火災予防の普及、広報
- (3) 機材、設備の点検
- (4) 各種訓練、講習等

3. 令和6年度活動報告

- (1) 令和6年4月1日～令和7年3月2日までの出動概要

活動内容	出動件数	延べ人数
災害出動	1	1
講習、警戒	2 3	5 6
訓練	4	1 1
点検整備	2 3	6 8
合計	5 1	1 3 6

- (2) 講習、警戒、訓練の内容

講習会等	件数	警戒等	件数	訓練等	件数
部長会議	5	市民桜まつりパレード	1	風水害対応合同訓練	1
ポンプ性能検査	1	宮下夏祭り警戒	1	小山連合防災訓練	1
ファイヤースクール	1	すすきの夏祭り警戒	1	消防出初式(式典)	1
機械員講習	1	天縛皇神社祭礼警戒	1	災害対応訓練	1
宮下自治会定期総会	1	火災予防運動(春・秋)	2		
		歳末火災特別警戒	6		
		宮下だんご焼き警戒	1		
		神奈川土建祭り警戒	1		
合計	9		1 4		4

4. 市内の火災発生状況(過去3年間)

項 目	令和6年	令和5年	令和4年
火災発生件数(合計)	1 5 3	1 5 0	1 6 6
建物火災	9 3	9 7	9 3
林野火災	2	2	4
車両火災	1 8	7	2 0
その他火災	4 0	4 4	4 9

(第4号議案及び第10号議案)

宮下消防後援会 令和6年度決算報告 及び 令和7年度予算(案)

《収入の部》

(単位 円)

項 目	令和6年度予算	令和6年度決算	令和7年度予算案	備 考
前年度繰越金	1,577,025	1,577,025	1,197,887	
宮下消防後援会費	1,004,780	1,004,780	1,434,230	
小山地区工場協議会	30,000	0	0	
すすきの町自治会	50,000	50,000	50,000	
向陽自治会	20,000	20,000	20,000	
すすきの向陽自治会	20,000	20,000	20,000	
丸山自治会	20,000	20,000	20,000	
雑収入	11	502	502	
合 計	2,721,816	2,692,307	2,742,619	

《支出の部》

(単位 円)

項 目	令和6年度予算	令和6年度決算	令和7年度予算案	備 考
環境備品費	230,000	231,578	230,000	
事務通信費	68,000	68,000	68,000	
分団運営費	88,000	80,000	88,000	
渉外費	200,000	88,801	200,000	
訓練講習費	220,000	63,300	220,000	
警戒費	200,000	163,609	200,000	
会議費	80,000	75,625	80,000	
団員手当て	600,000	600,000	600,000	
整備修繕費	30,000	11,120	30,000	
予備費	875,816		896,619	
後援会運営費	130,000	112,387	130,000	
次年度繰越金		1,197,887		
合 計	2,721,816	2,692,307	2,742,619	

会計監査報告

1. 監査期日 令和7年 3月16日
2. 監査対象 令和6年度宮下消防後援会・消防団の
予算執行及び現金出納状況
3. 監査結果
 - (1) 予算執行状況
適切に執行されていることを認めます。
 - (2) 現金出納状況
令和6年度の現金出納簿、預金通帳、現金に異常
のないことを確認しました。

宮下消防後援会

会計監査 赤松 徹 

会計監査 石井今朝太 

令和7年度 宮下自治会役員名簿(案)

20区 114班

自治会名	宮 下 自 治 会	会 長 名	セキグチ クニオ					
			関 口 邦 夫					
令和7年3月1日現在		加入世帯数		: 1, 742世帯	回覧部数	224部	掲示板	14
配 布 物 先 送 付 先	副会長(1丁目担当)	山 崎 正 己			世 310	回 30	掲 2	
		加 治 左 近			200	24	1	
	副会長(2丁目担当)	原 常 夫			330	40	1	
		鈴 木 忠 勝			300	31	2	
	副会長(3丁目担当)	井 手 真 博			310	38	3	
		佃 文 明			280	34	2	
		五十嵐 昭 浩			270	27	3	

役 職	氏 名	住 所	電 話	所属区・班
会 長	関 口 邦 夫			3A-2
副 会 長 (環 境)	山 崎 正 己			1A-4
副 会 長 (文 化)	加 治 左 近			1C-2
副 会 長 (交 通・防 犯)	原 常 夫			2C-3
副 会 長 (広 報・事 務 局)	鈴 木 忠 勝			3B-3
副 会 長 (福 祉)	井 手 真 博			3A-5
副 会 長 (防 災)	佃 文 明			6E-5
副 会 長 (体 育)	五十嵐 昭 浩			3B-1
会 計	有 坂 洋 一			1C-3
〃	鈴 木 福 一			1B-8
事 務 局	篠 川 真 也			1A-8
〃	飯 塚 亜 希 子			5A-3
文 化 委 員 長	熊 谷 勉			1D-7
体 育 委 員 長	清 水 陽 子			4B-2
福 祉 委 員 長	大 石 芳 樹			2B-1
環 境 委 員 長	高 木 宏 政			1B-8
交 通 委 員 長	横 田 泰 之			2C-6
防 犯 委 員 長	日 高 幸 之 助			5B-4
防 災 委 員 長	前 川 祐 治			1A-8
広 報 委 員 長	常 盤 淳 子			4A-2
*会 計 監 査	石 井 今 朝 太			6D-5
〃	赤 松 徹			1B-8
*顧 問	贅 田 栄 一			1C-5
〃	石 井 今 朝 太			6D-5
〃	入 谷 利 郎			1D-7
山崎副会長	1A区長(広報)	平 本 修 一		1A-6
	1B区長(防犯)	吉 沢 し の ぶ		1B-8
加治副会長	1C区長(体育)	中 野 昌 夫		1C-8
	1D区長(文化)	山 尾 英 俊		1D-2
原 副会長	2A区長(福祉)	長 井 京 子		2A-5
	2B区長(環境)	関 口 純 夫		2B-1
	2C区長(交通)	宮 崎 英 樹		2C-5
鈴木副会長	3A区長(文化)	内 山 昌 子		3A-2
	3B区長(防災)	鈴 木 誠		3B-6
	4A区長(体育)	繁 田 薫		4A-1
井手副会長	5A区長(体育)	米 山 明 香		5A-5
	5B区長(広報)	伊 藤 満		5B-8
	6A区長(環境)	小 山 和 彦		6A-4
佃 副会長	6B区長(防災)	神 谷 繁		6B-3
	6C区長(体育)	坂 本 裕 子		6C-4
	6D区長(防犯)	井 浦 文 子		6D-5
五十嵐副会長	4B区長(文化)	阿 部 順 恵		4B-1
	6E区長(福祉)	鈴 木 典 子		6E-6
	6F区長(交通)	野 澤 寿 和		6F-4
	7 区長(防犯)	渡 辺 仁 之		7-1

()内は所属委員会等を示します。

* 会計監査及び顧問は、宮下自治会会則第5条第5号の規定に基づく会長委嘱である。

令和7年度 宮下自治会役員（区長・班長）名簿

区	役職	氏名	備考
1 A	区長	平本 修一	⑥
	1班長	重見 正晴	
	2班長	空 き	
	3班長	沼澤 祐介	
	4班長	進藤 和彦	
	5班長	皆川 優哉	
	6班長	内田 知子	
	7班長	内田 崇揮	
1 B	8班長	橋詰 政養	
	区長	吉沢 しのぶ	⑧
	1班長	榎田 誠	
	2班長	新家 寿彦	
	3班長	大山 詠子	
	4班長	永塚 朋美	
	5班長	山内 聡	
	6班長	久保田 方隆	
	7班長	空 き	
	8班長	渡辺 学	
	9班長	飯島 保彦	
	10班長	高山 直樹	
	11班長	高橋 正博	
1 C	区長	中野 昌夫	⑧
	1班長	荒木 俊二	
	2班長	矢崎 朋彦	
	3班長	藤野 英樹	
	4班長	空 き	
	5班長	山崎 光雄	
	6班長	日野 豪志	
	7班長	内山 正明	
	8班長	吉田 真	
1 D	区長	山尾 英俊	②
	1班長	八木 誠	
	2班長	門馬 優子	
	3班長	恩田 真由美	
	4班長	空 き	
	5班長	庭野 里美	
	6班長	安田 洋一	
	7班長	宮ノ原 みどり	
	8班長	空 き	
2 A	区長	長井 京子	⑤
	1班長	空 き	
	2班長	向垣 内晋	
	3班長	松本 政也	
	4班長	松田 弦太	
	5班長	小川 英之	
	6班長	空 き	
	7班長	平田 淳	
	8班長	小沢 義之	
	9班長	宮下 元伸	
2 B	区長	関口 純夫	①
	1班長	関口 英樹	
	2班長	空 き	
	3班長	渡邊 裕太郎	
	4班長	田村 俊明	
	5班長	西村 秀幸	

区	役職	氏名	備考
2 C	区長	宮崎 英樹	⑤
	1班長	鈴木 政昭	
	2班長	空 き	
	3班長	伏原 一成	
	4班長	山中 和夫	
	5班長	田野倉 良明	
	6班長	畑山 浩昭	
3 A	7班長	近藤 祥平	
	区長	内山 昌子	②
	1班長	永石 利幸	
	2班長	飯田 優子	
	3班長	比嘉 渉	
3 B	4班長	山崎 豊明	
	5班長	太田 由紀江	
	区長	鈴木 誠	⑥
	1班長	久 篤子	
	2班長	空 き	
	3班長	志村 保仁	
	4班長	田中 恵美子	
4 A	5班長	空 き	
	6班長	伊勢 恵美	
	7班長	氣仙 裕司	
	区長	繁田 薫	①
	1班長	清水 源央	
	2班長	久保田 昭博	
	3班長	空 き	
4 B	4班長	寺尾 巧	
	5班長	高田 啓二	
	6班長	石井 良美	
	7班長	米山 崇	
	8班長	金子 博之	
	9班長	森脇 和久	
	区長	阿部 順恵	①
5 A	1班長	石井 翔	
	2班長	庭野 雅人	
	3班長	空 き	
	区長	米山 明香	⑤
	1班長	横田 貴紀	
	2班長	空 き	
	3班長	庄司 隆志	
5 B	4班長	橋爪 三樹雄	
	5班長	萩崎 博美	
	6班長	大西 仁	
	7班長	信末 哲男	
	区長	伊藤 満	⑧
	1班長	貝塚 鉄夫	
	2班長	空 き	
	3班長	三原 正志	
	4班長	栗田 僚	
	5班長	下岡 正幸	
	6班長	横山 栄太郎	
	7班長	東 まどか	
	8班長	武藤 誠明	

区	役職	氏名	備考
6 A	区長	小山 和彦	④
	1班長	町田 知久	
	2班長	岡本 直久	
	3班長	中井 亨	
	4班長	大成 雅巳	
	5班長	菅野 恵子	
6 B	6班長	大隅 康弘	
	区長	神谷 繁	③
	1班長	武内 進也	
	2班長	空 き	
	3班長	星野 信由	
6 C	4班長	赤間 平和	
	5班長	岡本 善道	
	区長	坂本 裕子	④
	1班長	稲垣 弥三郎	
	2班長	大西 博	
	3班長	空 き	
	4班長	千葉 雅樹	
	5班長	空 き	
6 D	6班長	小池 俊輔	
	7班長	青木 薫	
	8班長	空 き	
	区長	井浦 文子	⑤
	1班長	橋本 健太郎	
	2班長	野口 久美子	
6 E	3班長	空 き	
	4班長	宮本 外身	
	5班長	佐野 充由	
	6班長	加藤 秀子	
	区長	鈴木 典子	⑥
	1班長	仙波 厚幸	
6 F	2班長	若林 修	
	3班長	森久保 聡	
	4班長	近藤 和彦	
	5班長	吉野 徹	
	6班長	今泉 浩一郎	
7	区長	野澤 寿和	④
	1班長	萬田 爽平	
	2班長	山室 五郎	
	3班長	大友 宏	
	4班長	安原 弘人	
	5班長	空 き	
	区長	渡辺 仁之	①
	1班長	橋本 潤一	
	2班長	高桑 慶二	
	3班長	空 き	
	4班長	新垣 正実	
	5班長	入谷 利恵子	

※区長備考欄○数字は所属班です。
 (令和7年度当初：20区114班)
 ※氏名欄の「空き」表記は、班の統合等により欠番となっていることを示します。

令和7年度 宮下自治会 事業計画(案) 1/2

◆・・・自治会内 ◇・・・自治会外

年 月 日	事業内容	専門委員会他
令和7年 4月	5日 ◆区長会議 6日 ◆班長研修(活動内容等説明) 日 ◇小山地区自治会連合会総会 26日 ◆執行部会議 ◆自治会費集金 上期分 ◆敬老記念品配布対象者の把握(調査) ◆自主防災隊編成届出 ◆青パト防犯パトロール(日中・夜間) ～通年～ ◆わんわんパトロール ～通年～ ◆道路標識、カーブミラー管理・補修 ～通年～ ◆防犯灯管理・補修 ～通年～ ◆さりげない見守り(要援護者)活動 ～通年～	執行部・区長 執行部・新区長・新班長 会長・副会長 執行部 会計 福祉委員会 防災委員会 防犯委員会 防犯委員会 交通委員会 防犯委員会 福祉委員会
5月	10日 ◆区長会議 ◆道路標識、カーブミラー新設申請受付 5～6月(8月提出) ◆防災用品棚卸 25日 ◆クリーンキャンペーン(広場等清掃・不法投棄物等回収廃棄) 31日 ◆執行部会議 ◇小山地区各種球技大会出場(5月～11月)	執行部・区長 交通委員会 防災委員会 環境委員会 執行部 体育委員会
6月	1日 ◆「みやしも自治会だより」1号発行 ◆区長会議 ◆防犯灯新設申請受付 6月(7月申請) 日 ◇小山公民館 市民健康まつり 14日 ◆各種団体補助金支給 23日～27日 ◆夜間防犯パトロール 28日 ◆執行部会議 日 ◇小山ふれあい広場清掃	広報委員会 執行部・区長 防犯委員会 体育委員会 三役・各種団体 防犯委員会 執行部 執行部
7月	5日 ◆区長会議 日 ◆自主防災隊訓練 19日 ◆執行部会議 20日 ◆夏祭り会場準備 小山ふれあい広場 26日 ◆夏祭り納涼大会 27日 ◆夏祭り会場片付け	執行部・区長 防災委員会 執行部 文化委員会 文化委員会 文化委員会
8月	2日 ◆区長会議 25日～29日 ◆夜間防犯パトロール 30日 ◆執行部会議	執行部・区長 防犯委員会 執行部

令和7年度 宮下自治会 事業計画（案） 2/2

◆・・・自治会内 ◇・・・自治会外

年 月 日	事業内容	専門委員会他
9月	1日 ◆「みやしも自治会だより」2号発行 ◇相模原市総合防災訓練 6日 ◆区長会議 日 ◇小山地区ふるさと祭り 爽涼会 15日 ◆敬老行事（記念品配布） 27日 ◆交通安全街頭啓発活動（秋の交通安全運動） ◆執行部会議	広報委員会 防災委員会 執行部・区長 文化委員会 福祉委員会 交通委員会 執行部
10月	4日 ◆区長会議 ◆自治会費集金 下期分 5日 ◇小山地区運動会 日 ◇小山地区自治連総合防災訓練 25日 ◆執行部会議 27日～31日 ◆夜間防犯パトロール	執行部・区長 会計 体育委員会 防災委員会 執行部 防犯委員会
11月	8日 ◆区長会議 日 ◆普通救命講習 29日 ◆執行部会議 30日 ◆クリーンキャンペーン（広場等清掃・不法投棄物回収廃棄）	執行部・区長 防災委員会 執行部 環境委員会
12月	1日 ◆「みやしも自治会だより」3号発行 6日 ◆区長会議 ◆さりげない見守り活動 見守り協力者との意見交換 20日 ◆執行部会議 22日～26日 ◆歳末特別警戒・夜間防犯パトロール実施 27日～28日 ◆歳末防災パトロール実施（青パトによる地区内巡回）	広報委員会 執行部・区長 福祉委員会 執行部・区長・協力員 防犯委員会 防災委員会
令和8年	日 ◇小山地区新春のつどい	会長・副会長
1月	10日 ◆区長会議 11日 ◇消防後援会・出初式・慰労会 12日 ◆だんご焼き大会・防災訓練（体験） もみの木広場 25日 ◆役員研修会 31日 ◆執行部会議	執行部・区長 消防後援会・執行部 文化委員会・防災委員会 執行部・区長・協力員 執行部
2月	7日 ◆区長会議 21日 ◆執行部会議	執行部・区長 執行部
3月	1日 ◆「みやしも自治会だより」4号発行 ◆宮下自治会団地管理組合法人理事会 ◆令和8年度自治会執行部役員推挙 ◆新旧区長引継ぎ・令和8年度区長研修会 15日 ◆令和7年度会計監査 29日 ◆令和7年度宮下自治会定期総会 / 慰労会	広報委員会 理事・監事・三役 執行部・新旧区長 執行部・新区長 三役・会計 事務局

* 防犯パトロール（青パト含む）：随時実施

* 児童下校パトロール（ボランティア）：随時実施

* 定例会議：区長会議・執行部会議：1回／月

* 三役会議・専門委員会：適時開催

(第8号議案)

令和7年度 宮下消防後援会 役員名簿（案）

役 職	氏 名	住 所	電 話 番 号
会 長	関 口 邦 夫		
副 会 長	田 野 倉 良 明		
〃	鈴 木 福 一		
会 計 監 査	石 井 今 朝 太		
〃	赤 松 徹		
会 計	嶺 岸 洋 幸		
〃	山 崎 正 己		

令和7年度 宮下消防団 団員名簿

役 職	氏 名	住 所	電 話 番 号
部 長	久 保 田 和 夫		
副 部 長	山 崎 翼		

令和7年度 宮下消防団 活動計画(案)

年間を通じ月2回の定例会合及び消防機材の点検整備を行い、災害発生時は消防本部からの指令により活動を行います。訓練、講習、警戒等の主な活動計画は次の通りです。

月	活 動 内 容
4	・ 定例点検（2回） ・ さくら祭り警戒
5	・ 定例点検
6	・ 定例点検（2回） ・ 新入団員研修・普通救命講習 ・ 機関員講習・防災指導員講習 ・ 中級幹部研修 ・ 中央方面隊災害対応訓練
7	・ 定例点検（2回） ・ 宮下夏祭り納涼大会警戒
8	・ 定例点検（2回） ・ ポンプ性能検査 ・ すすきの夏祭り警戒 ・ 天縛皇神社祭礼警戒
9	・ 定例点検（2回） ・ 消防操法大会
10	・ 定例点検（2回） ・ 団員と家族の運動会
11	・ 定例点検（2回） ・ 相模原市総合防災訓練 ・ 秋季火災予防運動(広報、消火栓点検)
12	・ 定例点検（2回） ・ 歳末火災特別警戒(26日～31日)
1	・ 定例点検（2回） ・ 消防出初式 ・ 宮下だんご焼警戒
2	・ 定例点検（2回）
3	・ 定例点検（2回） ・ 春季火災予防運動(広報、消火栓点検) ・ 宮下自治会定期総会

(第 11 号議案)

令和 6 年度 宮下自治会団地管理組合法人 事業報告

不動産登記および不動産管理に関する事業報告はありません。

(第 12 号議案)

令和7年度・8年度 宮下自治会団地管理組合法人 役員名簿(案)

宮下自治会団地管理組合法人会則第 5 条関係

役 職	氏 名	住 所	電 話 番 号
代 表 理 事	関 口 邦 夫		
理 事	賛 田 栄 一		
理 事	井 上 清		
理 事	石 井 今 朝 太		
理 事	村 瀬 守 男		
理 事	原 和 教		
理 事	井 上 喜 正		
監 事	水 落 眞 平		
監 事	入 谷 利 郎		

(第 13 号議案)

令和 7 年度 宮下自治会団地管理組合法人 事業計画 (案)

不動産登記および不動産管理に関する事業計画はありません。

宮 下 自 治 会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条（名称及び事務所）

本会は、宮下自治会（以下「本会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

第 2 条（目 的）

本会は、会員相互の親睦、地区住民の福利厚生、社会的文化的啓蒙、それに関係する法人諸団体との交誼をはかり、自治運営に寄与するとともに、宮下地区の発展と繁栄を期することをもって目的とする。

第 3 条（構成と組織）

本会は、宮下地区に居住する世帯主又はこれに準ずる者をもって会員として構成し、宮下地区を20区に区分して組織する。

第 4 条（事 業）

本会は、第 2 条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- 1) 地区内の防犯、防災、交通、環境等に関すること。
- 2) 地区内共同の福祉、文化、体育、広報等に関すること。
- 3) 宮下消防後援会の支援に関すること。
- 4) こばと児童館の支援に関すること。
- 5) 自治会館の維持運営に関すること。
- 6) 宮下自治会団地管理組合法人に関する諸事。
- 7) 会員等に対する、慶弔金に関すること。
- 8) 天災その他、不慮の災害等による弔慰金及び見舞金に関すること。
- 9) 公共の募金、交誼金に関すること。
- 10) 公的機関から斡旋された、物品の購入申込みに関すること。
- 11) 宮下地区においての公共的な事業、新設、増設、改修等については、執行部会において協議し、関係機関に上申する。
- 12) その他、目的達成のため必要と認めたこと。

第 2 章 機 関

第 5 条（役 員）

本会に次の役員を置く。

顧問若干名、会長 1 名、副会長若干名、会計 2 名、会計監査 2 名、事務局若干名、専門委員長若干名、区長若干名、班長若干名

- 1) 区長の選出は、各区において 1 名とする。
- 2) 班長の選出は、各班において 1 名とする。
- 3) 会長・副会長・会計・事務局・専門委員長〔以後「執行部」という〕は、旧執行部及び新旧区長にて推挙する。

但し、複数の候補者が出た場合は、選挙により得票数の多い方から被推挙者を決定する。

- 4) 会長・副会長・会計・事務局・専門委員長は、選出された区において、区長・班長を補佐する。
- 5) 会計監査及び顧問は、執行部会の承認を経て会長が委嘱する。
- 6) 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 7) 欠員のため補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8) 役員人事は、総会の承認を経るものとする

第6条（役員の任務）

- 1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し会長に事あるときは、その職務を代行する。
- 3) 会計は、会計事務を担当する。
- 4) 事務局は、一般事務を担当する。
- 5) 専門委員長は、各専門委員会を総括する。
- 6) 会計監査は、会計を監査する。
- 7) 委員長及び区長は、本会の運営を企画し会務の審議に参加し、各委員会を担当して事業の執行に協力する。
- 8) 班長は、区長を補佐し、区長に事ある時は、その職務を代行する。

第7条（各委員会）

本会は、第4条の事業を行うために、次の専門委員会を置き、各事業を分掌する。

- 1) 専門委員会に委員長、副委員長、委員を置く。
- 2) 委員長、副委員長、委員は、それぞれ執行部員、区長、班長が兼務する。

体育委員会、文化委員会、福祉委員会、環境委員会
交通委員会、防犯委員会、防災委員会、広報委員会
なお、各専門委員会に必要な応じ協力員を置くことができる。

第3章 会 議

第8条（会 議）

本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 1) 総会は、毎年1回定期総会を開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2) 総会の議長は、総会にて選出する。
- 3) 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長裁決とする。
- 4) 役員会には、三役会、執行部会、区長会があり、必要に応じて会長が召集する。
 - (イ) 三役会は会長、副会長、会計で構成する。
 - (ロ) 執行部会は、会長、副会長、会計、事務局、専門委員長で構成する。
 - (ハ) 区長会は、会長、副会長、会計、事務局、専門委員長、区長で構成する。

第4章 資金・会計・予算

第9条（運営資金）

本会は、第2条の目的に従って事業を運営する。その資金は次の通りとする。

- 1) 会費は、一般会員と法人会員の会費からなる。
 - ①一般会員の会費
 - (イ) 会員1世帯当たり月額で、自治会費350円とする。

なお、6ヶ月分(2, 100円)を一括徴収とする。
(消防後援会費は一般会員前年実績額の20%とする)

(ロ)途中入会世帯については、一定期間中(6ヶ月)の残月分を徴収する。

(ハ)徴収方法は、上期分(4月～9月)を4月末日までに、下期分(10月～翌3月)を10月末日までに徴収することとする。

②法人会員の会費

自治会活動にご賛同の法人よりの会費で、原則として6ヶ月当たり3,500円以上とする。

2) 寄付金、補助金、助成金、その他雑収入等。

第10条(会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

但し、決算のため、出納は3月10日に締め切るものとする。

第11条(決算報告)

第10条に定める会計は、定期総会で決算報告をしなければならない。

第12条(予算)

本会の予算は、三役会で立案し、執行部会で審議の後、定期総会の承認を経て、新役員に引き継ぐものとする。

第5章 そ の 他

第13条(会則の改正)

本会の会則は、総会において出席者の過半数の同意を得て、改正することができる。

第14条(会費の改正)

本会の自治会費及び消防後援会費は、必要に応じて改正される場合もある。

なお、この場合は総会の議決を経なければならない。

第15条(細則)

本会の会則施行につき必要な細則は、執行部会の議決を経て会長が別にこれを定める。

第16条

会員等の死亡等に対しては、別紙「慶弔規定」による。

第6章 付 則

1. この会則は、昭和61年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成元年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成4年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成11年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成13年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成14年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成18年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成20年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成26年4月1日より施行する。
1. この会則は、平成30年4月1日より施行する。

宮下自治会 慶弔規定

宮下自治会会員の慶事、弔事並びに病気災害見舞等に関して、下記の通り規定し実施する。

第1条（弔慰金（香典））

1. 自治会員または、その同居家族が死亡した場合は、自治会名で香典5,000円を支給する。
2. 班長以上の現職役員が死亡した場合は、自治会名で香典10,000円のほか花環1基または、生花1簗を支給する。なお、自治会長経験者に対しても同様とする。
3. 自治会長経験者に対しては、上記のほかに会長名で香典10,000円を支給する。

第2条（見舞金（病気、火災等の災害））

1. 現職役員が病気で2週間以上入院した場合は、見舞金を支給する。
執行部役員：10,000円 区長及び班長：5,000円
2. 1項に対しての支給は1回限りとする。
3. 上記項目以外の見舞金等については執行部会にて協議する。

第3条（表彰制度（感謝状と記念品贈呈））

1. 区長以上の役員を連続して3か年以上務めた者には、感謝状と記念品を贈呈し表彰する。
記念品の金額は、勤続1年につき2,500円とする。
2. 1項のほかに自治会執行部会議にて表彰に値すると認められた場合は、感謝状に記念品を添えて表彰することができる。

第4条（付 則）

1. この規定は平成10年4月1日より施行する。
1. この規定は平成14年4月1日より施行する。
1. この規定は平成16年4月1日より施行する。
1. この規定は平成30年4月1日より施行する。

宮下自治会館管理運営規定

宮下自治会館運営委員会

- 第1条** この規定は、宮下自治会及び宮下自治会団地管理組合法人(以下「自治会」という)が管理する会館の使用並びに管理運営について必要な事項を定める。
- 第2条** 会館の名称は、宮下自治会館(以下「自治会館」という)と称する。
- 第3条** 自治会館は、自治会の集会及び研修、会員相互の親睦を図るため使用するものとする。
- 第4条** 自治会館の管理運営費は、運営費及び寄付金等を以て充当する。
- 第5条** 自治会館の円滑な管理運営を図るため、運営委員を選出し運営委員会を組織するものとする。
- 第6条** 運営委員及び運営委員会は、別に細則で定める。
- 第7条** 自治会館を使用するときは、運営委員会(館長)に申込み、使用許可を受けるものとする。
- 1) 前項の許可をする場合、管理上必要なときは条件を付けることがある。
 - 2) 次の各項に該当する場合は、許可をしないことがある。
 - (1) 建物、付属設備及び備品等を破損、または破損する恐れがあると認められるとき。
 - (2) 管理運営上支障があると認められるとき。
- 第8条** 自治会館を使用するものは、建物、付属設備及び備品等を損傷または破損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第9条** 自治会館は、原則として営利を目的として使用することは出来ない。
- 第10条** この規定に定めるもののほかに、運営管理に必要な事項は、細則において定めるものとする。
- 第11条** この規定及び細則の変更は、運営委員会で定める。
- 第12条 (付 則)**
1. この規定は、平成2年5月1日から施行する。
 1. この規定は、平成14年4月1日から施行する。

宮下自治会館管理運営細則

宮下自治会館運営委員会

第1条（運営委員会）

運営委員会は、宮下自治会の執行部役員をもって構成する。

第2条（役 員）

運営委員会に次の役員を置く。

- 1）館長1名、副館長若干名、会計2名
- 2）館長は、自治会長が、その任にあたる。
- 3）副館長は、自治会副会長が、その任にあたる。
- 4）会計は、自治会会計が、その任にあたる。
- 5）役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

第3条（会 議）

館長は、運営委員会を開催し、この会議の議長となる。

議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数の時は、議長が決定することとする。

第4条（使用条件、使用申請等）

- 1）自治会館を、宮下自治会館管理運営規定第3条以外に、使用することが出来る。
- 2）自治会関連の各種団体・サークル・クラブ等で使用することを原則とする。
- 3）使用するサークル、クラブ等においては、自治会会員が7割以上とする。
- 4）使用希望者は、原則として使用の1週間前までに「自治会館使用申請書」に使用料を添えて自治会役員に申し込む。
「自治会館使用申請書」（別紙-1）は、自治会館に置く。
- 5）自治会館の予約状況は自治会ホームページで公開する。
- 6）自治会館の使用申込みは、使用月の3ヶ月前の1日から執行部役員が受付ける。
電話での申請も可とするが、電話での申請後1週間以内に「自治会館使用申請書」に使用料を添えて正式な申込を行う。
- 7）複数回使用する場合は、期間申請を受付ける。但し、申請期間は6ヶ月以内とし、継続する場合は、改めて申込みを行う。
- 8）使用申請が重複し団体間で調整がつかない場合は抽選とする。抽選は使用月の2ヶ月前の1日に行う。
- 9）予約は、自治会の重要な会議・行事のために運営委員会の判断により変更または取り消しを求めることがある。

第5条（使用料）

自治会館の使用については、自治会役員の会議・行事等で使用する以外は全て有料とする。

ただし、自治会長が認めた場合には、この限りではない。

- 1）自治会館の各階（1階・2階）ごとに …… 1回につき500円

2) 使用時間帯（午前・午後・夜）ごとに…… 1回につき500円

原則として 午前 9:00 ～12:00

午後 13:00 ～17:00

夜 18:00 ～22:00

2つ又は3つの時間帯をまたぐ場合は、各々1回として使用料を納入する。

3) 冠婚葬祭で使用的場合（2日以内）…… 1回につき10,000円

4) 「自治会館使用申請書」を提出時に、使用料を納入する。

5) 納入した使用料は、原則として返金しないものとする。

第6条 （使用上の注意）

1) 自治会館の鍵は、運営委員より使用当日に借用することを原則とする。

自治会館の鍵を複製して使用した場合には、以後の使用を許可しない。

2) 駐車場がないため、車での来館はご遠慮ください。

3) 節電、節水に努めること。

4) 近隣に迷惑をかけないように注意すること。

5) 使用した備品は所定の場所に返納すること。

6) 使用後は清掃を行い、ゴミは持ち帰ること。

7) 電気、エアコン、換気扇の消し忘れに注意し、施錠の確認をすること。

8) 会館使用記録簿に記入すること。

9) 建物、附属設備及び備品等を損傷又は破損した場合は、速やかに運営委員に申し出ること。

内容によっては、損害賠償をしていただくことがあります。

10) 会館の内外を問わず、事故についての一切の責任は負いません。

但し、設備の管理不備による事故の場合は、「自治会保険」適用となる場合があります。運営委員に確認してください。

第7条 （付 則）

1. この細則は、平成2年5月1日から施行する。

1. この細則は、平成14年4月1日から施行する。

1. この細則は、平成29年3月26日から施行する。

宮下消防後援会会則

宮下消防後援会

第1条（名称及び事務所）

本会は、宮下消防後援会（以下「後援会」という）と称する。

事務所を相模原市宮下本町2丁目2220番地 宮下自治会館内に置く。

第2条（構成員）

後援会の構成員は、宮下自治会員をもって構成する。

第3条（目 的）

後援会は、会員の消防団活動に対する賛同と支援を得るとともに、会員相互の防火、防災に対しての意識の向上を図り、宮下地区の被災を防ぐことを目的とする。

第4条（後援会費）

前条の目的を遂行するために後援会費として自治会より申し受ける。

1) 後援会費は、自治会一般会員前年実績額の20%とする。

第5条（役 員）

後援会に、次の役員を置く。

会長：1名、副会長：若干名、会計監査：2名、会計：2名とする。

なお、役員は総会の承認を経るものとする。

第6条（役員の任期）

1) 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2) 欠員のため補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（役員の職務）

1) 会長は、後援会を代表し会務を総括する。

2) 副会長は、会長を補佐し会長にことあるときは、その職務を代行する。

3) 会計監査は、会計を監査する。

4) 会計は、会計事務を担当する。

第8条（会 議）

後援会の会議は、総会および役員会とする。

1) 総会は、毎年1回定期総会を開催する。定期総会は宮下自治会の定期総会に併設して同時に開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2) 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長裁決とする。

3) 総会の主な業務は、会則の改廃に関する事。予算ならびに決算を承認すること。

4) その他、必要と認めた事項を決定すること。

5) 役員会は、必要に応じて会長が召集する。なお、緊急時には役員が臨時に召集することもできる。

第9条（会計年度および予算）

後援会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

会計担当は、定期総会で決算報告をしなければならない。

後援会の予算は、定期総会に上程し、総会の承認を経るものとする。

第10条（付 則）

1. この会則は、平成13年4月1日に制定し、同日より施行する。

1. この会則は、平成18年4月1日より施行する。

宮下自治会団地管理組合法人 会則

宮下自治会館運営委員会

第1条（名称及び事務所）

本法人は、宮下自治会団地管理組合法人（以下「法人」という）と称する。

事務所を相模原市宮下本町2丁目2220番地 宮下自治会館に置く。

第2条（構成員）

本法人の構成員は、宮下自治会会員とする。

第3条（目 的）

本法人は、宮下自治会が所有または所有しようとする不動産に関する登記簿等の諸手続き及び当該不動産の財産管理を行うことを目的とする。

第4条（事業活動）

本法人は、宮下自治会の指導、監督の基に事業活動を行うものとし、おおむね次の事業を行うものとする。

- (1) 宮下自治会のためにする不動産の所有及び所有のための諸手続きに関すること。
- (2) 前項のほか、宮下自治会から依頼された財産の管理に関すること。

第5条（役 員）

本法人に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理 事 6名
- (3) 監 事 2名

前項の役員は、宮下自治会員の推薦または互選により、総会において選出し、総会の承認を経るものとする。

第6条（役員の職務）

- (1) 代表理事は、本法人を代表し、自治会からの依頼に基づき不動産に関する諸手続きを行うとともに、関係書類、印鑑等を管理保管する。
- (2) 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本法人の事務処理及び会計を監査する。

第7条（役員の任期）

- (1) 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 欠員のため補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条（会 議）

- (1) 本法人の会議は、総会及び理事会とする。
- (2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長が決することとする。

第9条（総会の構成と権限）

総会は、宮下自治会会員をもって構成し、次の権限をもつ。

- (1) 会則を設け、または改廃すること。
- (2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を承認すること。

- (3) その他代表理事が必要と認めた事項を決定すること。

第10条（理事会の構成と権限）

理事会は、理事をもって構成し、次の権限をもつ。

- (1) 総会で決定された事項を処理すること。
- (2) 理事会に委任された事項を処理すること。

- (3) 本法人の運営に必要な事項を企画立案及び実施すること。

第11条（総会の招集等）

- (1) 総会は、代表理事が必要と認めたとき、または、自治会会員の5分の1以上の請求があったときに代表理事が招集する。
- (2) 総会の議長は、総会にて選出する。

第12条（理事会の招集等）

理事会は、必要に応じて代表理事が招集し、代表理事が議長となる。

第13条

この会則に規定のない事項は、すべて建物の区分所有等に関する法律、その他の法令によるものとする。

第14条（付 則）

- 1. この会則は、平成2年5月1日から施行する。
- 1. この会則は、平成14年4月1日から施行する。

宮下自治会 個人情報取扱方針

(目的)

第1条 本会実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において掲げる用語の意義は以下の通りとする。

実施機関 宮下自治会の執行部および当該年度の区長、班長を含む役員をいう。

個人情報 個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

第3条 実施機関は、この方針の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。実施機関の役員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(責務)

第4条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(自治会会員の役割)

第5条 自治会会員は、個人情報の保護の重要性を認識し、本会が発行した名簿等の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることとする。

(周知)

第6条 個人情報取扱いの方針は、総会資料、または回覧で会員に周知することとする。

(個人情報の取得)

第7条 実施機関は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、その目的の達成のために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 自治会員名簿・役員名簿・委員会名簿等の作成及び地図の作成等
- (3) 緊急時・災害時の連絡網及び要支援者リストの作成等

(管理)

第9条 個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 取得した個人情報をパソコン等でデータ化する場合は、そのデータの存在する機器が盗難にあわないように保管するとともに、データにパスワード等を設定し、必要以外の者がアクセスできないように管理する。
- 3 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第10条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 自治会連合会、学校、これらに準じる公共目的の団体に協力する必要がある場合
- (6) その他、自治会であらかじめ決めた提供先に協力する必要がある場合

(付則)

- 1 この方針は総会において出席者の過半数の同意を得て改訂することができる。